

## 宗像市少年少女海外派遣研修事業業務委託審査委員会設置要領の一部改正について

宗像市少年少女海外派遣研修事業業務委託審査委員会設置要領の一部を次のように改正する。

別紙1中

ひつじの会

」を

ひつじの会

(宗像市少年少女海外派遣研修経験者)

」に改め、

市内中学校長会

前回受け入れ中学校長

」を

市内中学校

市内中学校長会

」に改め、

「※市内中学校長会選出委員については、前回ニュージーランドからの研修団受入を行った中学校長を選定する。」を「※市内中学校選出委員については、市内中学校長会から推薦された中学校長を選定する。」に改める。

#### 附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

## 宗像市少年少女海外派遣研修事業委託審査委員会設置要領 新旧対照表

改正案

## 別紙1

## 宗像市少年少女海外派遣研修事業委託審査委員会委員

	区分	所属
1	宗像市少年少女海外派遣研修事業委託審査委員会委員 （宗像市少年少女海外派遣研修経験者）	ひつじの会
2	市内中学校	市内中学校長会
3		市内中学校長会
4		子ども部
5		教育部
6		教育部

※市内中学校選出委員については、市内中学校長会から推薦された中学校長を選定する。  
 ※教育部より選出する2名うち1名は、理事兼主幹指導主事及び指導主事より選出する。

## 別紙1

## 宗像市少年少女海外派遣研修事業委託審査委員会委員

	区分	所属
1	宗像市少年少女海外派遣研修経験者	宗像市少年少女海外派遣研修経験者
2		宗像市少年少女海外派遣研修経験者
3		市内中学校長会
4		前回受け入れ中学校長
5		子ども部
6		教育部

※市内中学校選出委員については、前回ニエージーランドからの研修团受入を行った中学校長を選定する。  
 ※教育部より選出する2名うち1名は、理事兼主幹指導主事及び指導主事より選出する。

現行

新旧対照表

## 宗像市少年少女海外派遣研修事業業務委託審査委員会設置要領

### (設置)

第1条 宗像市少年少女海外派遣研修事業業務委託業者（以下「委託業者」という。）の適正な選考を行うため、宗像市少年少女海外派遣研修事業業務委託審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 委託業者の選考に関すること。
- (2) その他委員会が特に必要と認めた事項

### (組織)

第3条 委員会は、別紙1に掲げる委員で組織する。

2 委員会の委員は、委託業者が決定したとき、その任を解くものとする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長一人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選する。
- 3 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代行する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。

### (庶務)

第6条 本会の庶務は、宗像市子ども部子ども育成課子ども育成係において処理する。

### (雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要領は、平成24年1月13日から施行する。  
(宗像市少年少女海外派遣研修事業業務委託審査委員会設置要綱の廃止)
- 2 宗像市少年少女海外派遣研修事業業務委託審査委員会設置要綱は平成24年1月12日をもって、廃止する。
- 3 この要領は平成26年4月1日から施行する。

## 別紙1

## 宗像市少年少女海外派遣研修事業業務委託審査委員会委員

	区分	所属
1	宗像市少年少女海外 派遣研修経験者	ひつじの会 (宗像市少年少女海外派遣研修経験者)
2		
3	市内中学校	市内中学校長会
4		子ども部
5	行政	教育部
6		

※ 市内中学校選出委員については、市内中学校長会から推薦された中学校長とする。

※ 教育部より選出する 2 名のうち 1 名は、理事兼主幹指導主事及び指導主事より選出する。